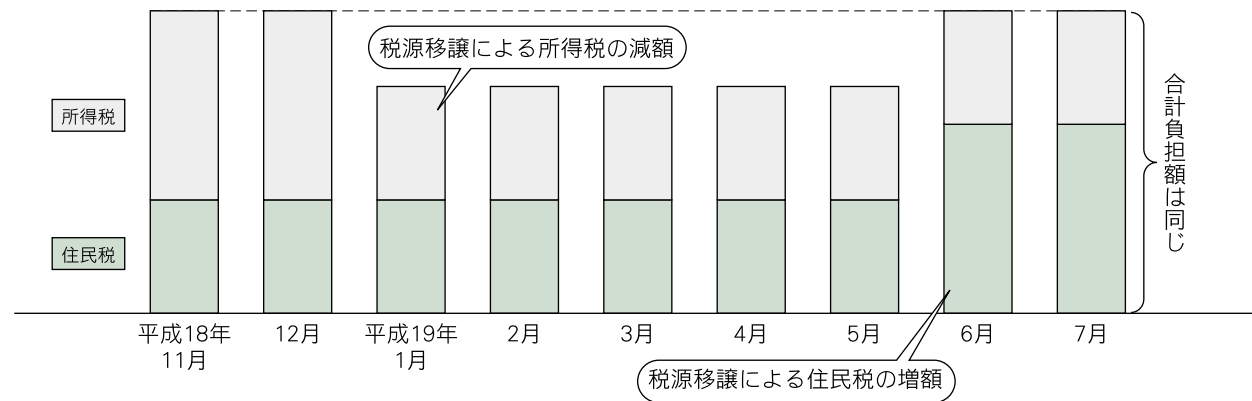


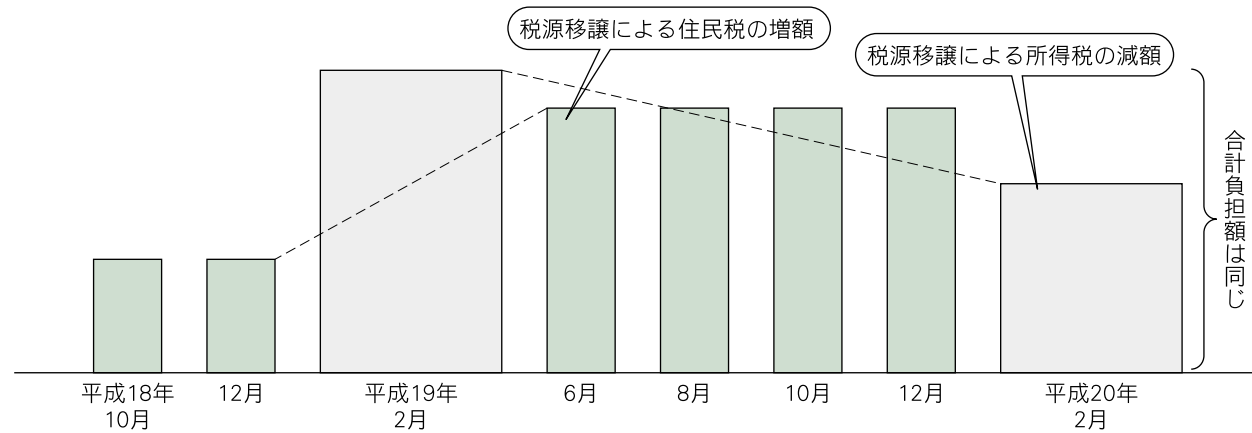
■給与所得者の場合

平成19年1月から給料から差引になる所得税が下がる一方、平成19年6月からの住民税が上がります。



■個人事業主(農業・自営業)の場合

平成19年6月から住民税の税率が変更されます。その一方で平成20年2月からの確定申告では、所得税が減額され、合計負担額は基本的には同じになります。



※上記のとおり、ほとんどの人の所得税が減り、住民税の負担が増える事態が予想されますが、増額幅と減額幅が等しくなる事から同一条件下での税負担は変わりません。

※平成20年2月の確定申告から定率減税が廃止されますので、前年度との比較では、実質税負担は増えることとなります。

税務課係
028(677)6013

納期限内の納付が難しい場合は、まず役場税務課までご相談ください。

町税などを滞納したまま放置しておくと、滞納処分(不動産・給与・預金などの差押え)が、その人の意思に関係なく行われるので、納期限までに納付してくださいようお願いいたします。

町では、町税などを納付した人との公平を保ち、滞納の解消を図るため、栃木県に設置された「地方税徴収特別対策室」と合同で滞納処分を行っています。

町税滞納整理に県地方税徴収特別対策室が入ります
皆さんが、安心して豊かな生活を送るためには皆さんの資金が必要になります。そのほとんどが『税金』により賄われています。

税源移譲による税率変更

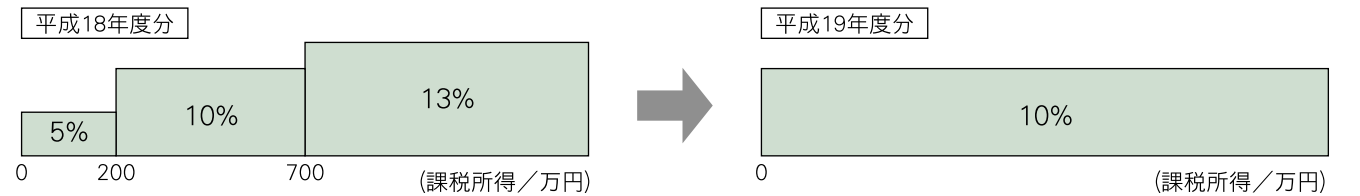
税務課係
028(677)6035

「地方でできることは地方に」という方針のもとに進められている三位一体改革。地方公共団体は国が国税として集めた財源の中から国庫補助金を受けており、その仕組みは必ずしも自主性が高いとはいえませんでした。

そのため、地方公共団体が自主的に財源の確保を行い、住民にとって真に必要な行政サービスを自らの責任で効率的に行えるよう国税から地方税へ、税そのものの形で3兆円の税源移譲をすることになりました。

■町県民税所得割税率変更

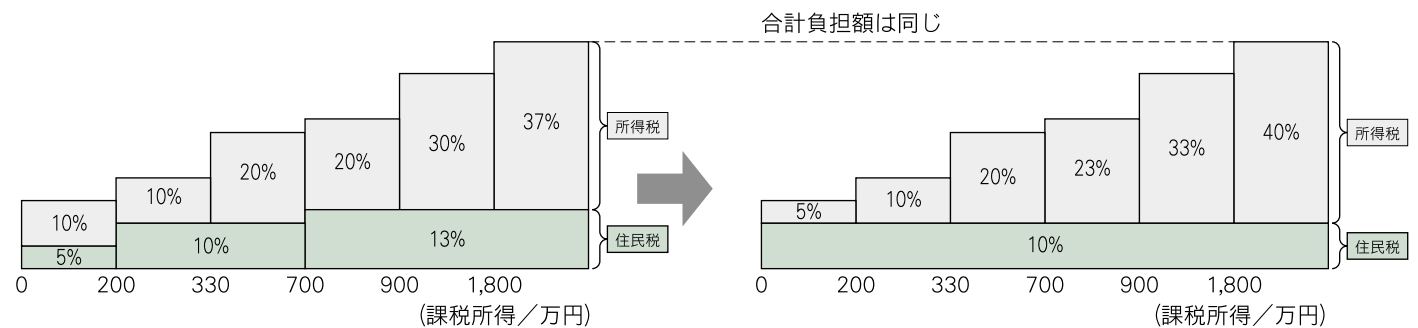
すでに広報などでもお知らせしていますので、ご存じかもしれませんが、平成19年度分から町県民税所得割の税率が下図のとおり変更されます。



■税負担について

これに伴い、所得税についても変更が行われました。

町県民税の税率が増えたところでは、所得税率が減り、町県民税の税率が減ったところでは、所得税率が増えることにより、負担割合は平成19年度と、平成18年度とで大きく変化が生じないように調整されます。



平成17年1月1日現在、65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた人)で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度まで住民税が非課税でしたが、年齢に関わらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が平成18年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。

平成17年度
合計所得金額
125万円以下の人
非課税

平成18年度以降
課税
特例措置として
平成18年度は税額の3分の2を減額
平成19年度は税額の3分の1を減額
平成20年度以降は全額負担

※この経過措置は昭和15年1月2日以前に生れた人が対象になります。